

# 東大和市立第一小学校いじめ防止等のための基本方針

令和4年3月31日改定

## I いじめ問題に関する本校の基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

## II 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) 校内委員会「子ども支援委員会」

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、専科教諭、学級担任、スクールカウンセラー等からなる、いじめ防止等の対策のための校内委員会「子ども支援委員会」を学校運営組織に位置付け、定期的に委員会を開催する。

### (2) 生活指導夕会での情報交換及び共通理解

毎週木曜日の生活指導夕会で、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

## III いじめ未然防止の取組

(1) すべての児童が参加・活躍できる授業を目指す。

(2) 一人一人の児童が分かる授業づくりを目指す。

(3) チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導等の授業中の規律の徹底を図る。

(4) 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることの理解及び啓発を図る。

(5) 児童の人間関係のトラブルが起きやすい時期を踏まえるなどして、年間3回のふれあい月間に、「友達とのかかわりアンケート」を実施して、全学級、全児童および保護者から友達とのかかわり合いを調査し、児童の人間関係を理解する。

(6) 代表委員会の取組において、児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え行動できるような働きかけを行う。

(7) 児童の人間関係のトラブルが起きやすい時期を踏まえるなどして、4月下旬や9月上旬など、年間計画に位置付けた上で、どの学年、どの学級においても年に最低3回必ず「いじめに関する授業」を行う。

## IV いじめ早期発見に向けての取組

(1) 教員は児童の小さな変化に気付くよう、常に、児童とのかかわりを心がけるとともに、児童が話をしやすい人間関係を築く。そして、気付いた情報を確実に共有し、その情報に基づき、速やかに組織的な対応を行う。

(2) 出席をとる際、一人一人の顔を見て声を聞く。また、個人ノートや生活ノート等教職員と児童の間で交わされる日記等の活用、保健室の様子把握等を実践する。

(3) 児童の生活を把握するためのアンケートや定期的な個人面談を行う。

(4) 暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、速やかに止める。また、児童が遊びやふざけと言おうとも、暴力行為を止めることを全教職員が共通して行う。

(5) 縦割り班活動を実施し、異学年の児童がかかわり合いながら、協力したり協調したりすることを体験させ、社会性や思いやりの心を身に付けさせる。

- (6) 児童全員が、学級担任やスクールカウンセラー等と話をする機会を設定する。第5学年に関しては、スクールカウンセラーによる全員面談を実施し、児童が相談しやすい関係づくりに努める。

## V いじめ早期対応の取組

- (1) いじめやいじめの疑いがあるような行為が発見された場合、「子供支援委員会」が、どのような対応をすべきかを協議し、担任と共に対応に当たる。
- (2) いじめ対応は、この「子供支援委員会」が行い、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、東大和市教育委員会に報告すると共に、スクールサポーター等東大和警察署にも相談をして対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに東大和警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (3) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるよう、指導を行う。
- (4) ネット上のいじめへの対応は、学校単独で対応することが困難と判断した場合には、東大和市教育委員会等関係諸機関と連携を取って、対応する。

## VI 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
  - ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
  - ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
  - ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合  
（「いじめ防止対策推進法」より）
- (2) 重大事態への対処
  - ・重大事態が発生した旨を、東大和市教育委員会に速やかに報告する。
  - ・いじめ防止対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に行う。
  - ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## VII 関係法規

### (1) 教育基本法

（教育機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない

（学校教育）

第六条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

### (2) 学校教育法

#### 第四章 小学校

第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返す等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

### (3) いじめ防止対策推進法

#### 第一章 総則（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### （重大事態への対応）

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- ・いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に着手する。